

## 中空知広域水道企業団地域水道ビジョン第2回検討委員会会議録

- 1 開催日時 平成21年11月6日(金)13:30~15:10
- 2 開催場所 中空知広域水道企業団 1階会議室
- 3 出席委員名 丹羽委員長、小関副委員長、岩橋委員、長田委員、石井委員、小林委員、米内委員、大江助言者、松原助言者
- 4 出席事務局 中本局長、水林課長、高橋課長、植村主幹、橘所長、柴田所長、篠田所長
- 5 委員会議事録の要旨

1. 開会 委員長挨拶

前回未紹介職員の紹介

2. 議事

- (1)今後の進め方について

- ・事務局説明(別紙資料)

前回(第1回)の委員会について - 委員の委嘱、水道事業の現状に関する説明

本日の委員会 今後の進め方について、助言者からの報告(北海道滝川保健所、中空知水道協会) 水道事業の現状について、地域水道ビジョンの位置づけについて

第3回委員会の予定 今後のあるべき姿を提案し、委員会で議論する。

第4回委員会の予定 「地域水道ビジョン」原案を提示し、議論する。

- ・質疑応答なし

- ・今後の進め方について了承

- (2)助言者からの報告

北海道滝川保健所 環境衛生主査 大江淑子 様

「水道事業における保健所のかかわり」

本年4月から水道事業に携わっています。地域水道ビジョンは滝川保健所管内で中空知広域水道企業団が最初に取り組んでおり、保健所としても期待している。

保健所とのかかわり～権限移譲

保健所では認可、監督、国庫補助を担当しており、根拠は水道法である。平成21年4からは権限移譲があり、滝川保健所管内では中空知広域水道企業団に関する指導監督に関する事務が厚生労働大臣から北海道知事に移譲となった。

水道法では一定規模以上(給水人口5万人以上等)の水道事業体は厚生労働省に監督権限があったが、平成19年の北見市の事故により北海道が一切の監督権限を有しないことで対応の遅れを生じ、道に基礎的な資料がなく状況判断もできなかった。権限移譲により厚生労働省所管の23水道事業体が北海道の指導監督する団体となり、迅速できめ細かな対応が可能となった。

北海道水道行政推進要綱について

水道の普及、整備等に係る基本的な考え方を示し、円滑な遂行に関する必要事項を定める。要綱の項目は推進体制、水道の普及、水道水源の確保、水道の整備、安全で良質な供給、ライフラインの確保及び事故・災害対応、情報の提供、水道関係事務の取扱いである。(別紙:北海

道水道行政推進要綱参照)

関係事務取扱について

認可申請 - 水道事業認可等事務処理要領

国庫補助事業 - 国庫補助事務の手引き

指導、監督 - 水道法に基づく立ち入り検査等実施要領

事故及び災害時の連絡通報 - 各事業者からの通報、原因の究明、関係機関との相互連絡  
立入検査実施要領について

水道法の遵守、安全な供給かつ事業の適正を確保するために報告の徴収、立入検査の実施、指導の措置を定めたもの。

担当機関と所掌事務

保健所(報告徴収、立入検査、指導)

環境生活部(施設改善、技術管理者変更勧告、給水停止命令等、保健所設置市[札幌市、小樽市等]の報告徴収、立入検査、指導)

なお、保健所の所掌事務は環境生活部が実施することを妨げない。

立入検査は計画的に実施するほか、必要に応じて随時実施する。検査事項は認可、施設整備、維持管理状況等である。水道法等に適合しない場合は文書により指導し、改善状況を確認することとなっている。

滝川保健所の立入検査状況は10月までに上水道5件、簡易水道3件、専用水道9件を実施した。中空知広域水道企業団については5月に保健所で、9月には今年度で権限移譲となったため、環境生活部と保健所合同で立入検査を実施した。結果は細かい指摘事項はあるものの大きな問題はなしということで、おおむね良好であった。

中空知水道協会 会長 松原 章 様

「水道工事業者の現状について」

中空知水道協会は本年4月に発足した。私は平成15年から滝川水道協会の会長を務めている。滝川市では昭和38年に給水装置工事が市の直営から一部指定業者制度ができ、業者が給水工事を行うこととなった。昭和43年には市の直営をすべて廃止し、昭和52年からは1種から3種の指定店が指定され、10年ほど前に規制緩和により一定の要件を満たせば登録可能な現在の登録業者制度(水道法に規定する給水装置事業者制度)となった。

ライフラインの確保ということで修繕当番制度については滝川市で平成9年から年間120日の休日等の当番を行っている。平成14年までは滝川市で8社の業者があったが、平成15年からは5社体制となった。

中空知水道協会の発足については、水道企業団が統合し平成20年度より奈井江に供給を開始するというので、当時水道協会があったのは滝川と砂川で歌志内、奈井江は建設協会だけであった。平成19年に4地区の代表が集まり、協会の設立に向けて協議を行い、設立に至っている。

設立は技術の向上や情報交換などにより水道工事業者の資質の向上を目指すこととし、ライフラインとしての水道事業の安定に寄与すべく技術力、施工能力、災害時や緊急時の速やかな対応などに特化した協会組織とするという趣意書を作成して平成21年1月に決定し、4月に

設立総会を開催した。防災協定については本年の7月に企業団と締結し災害時の対応についても万全を期している。近年では工事量も減っているが、災害時には迅速に対応する必要があり、事故等の際は協会として市町の境界なく対応する考えです。

給水工事の登録業者制度ですが、登録は地域に関係がないため、札幌・旭川からも業者が来ている。これらの業者は新設工事は行うが、後の修理を含めたクレーム処理等を行わない業者が多い、この制度については検討していかなければならない時期に来ていると考えている。

また、技術者不足や高齢化も著しく、技術継承が必要でありながら、協会各社でも頭を痛めている状況であり、今後の技術者養成が必要である。技能検定についても関わらせて頂いているが、受験者が年々減少しており、技術者不足が心配である。

住宅新築についても今年度は昨年の4割程度減少しており、最盛期からみると4分の1程度になっている、これらの工事だけでは経営が難しい。今後は企業団とも協議をしながら、検針等の受託も検討し、さらに業者数も今後どのように推移するか分からないため、地区ごとに行っている修理当番の統合も検討課題となってくる。

協会が設立し、半年ほどであるが、今後は勉強会や技術向上の講習会、視察等を開催し協会をまとめていきたい。

大変厳しい経済状況であるが、水道はライフラインの中でもたいへん重要であるため、有事の際は協会一丸となって住民の方々にご迷惑をおかけしないようにしたい。

・質疑応答なし

#### (3)水道事業の現状と課題(2)の報告

事務局説明

・説明資料「中空知広域水道企業団第2回地域水道ビジョン検討委員会資料」(別紙)

資料目次

1. 水道事業の資金の流れ
2. 経営状況の推移
3. 資産状況の推移
4. 地域水道ビジョンの計画体系と推進工程
5. 水道事業ガイドラインについて
6. 水道事業ガイドラインによる業務指標の算出
7. 用語の定義

#### (4)質疑応答

質問1 空知川の水源について、過去は上流に炭鉱があり川は汚れていた。現在はそのようなことは無いが、それ以後、上流でのゴルフ場開発が行われていたが、その維持管理に農薬が使用されていると思うが、その対応はどうか。また、上流に廃水等で化学物質を流すところはないのか、あればそこはどのように規制されているのか。

回答1 ゴルフ場については公害防止協定を締結し、農薬散布の情報については常に連絡を受けながら適正に管理されていることを確認している。また、農薬については水質基準の水質管理目標設定項目として水質検査を行い、基準値以内であることを確認している。

上流で排水を排出する施設があることは企業団でも確認済みであるが、排水の水質管理・規制等は水質汚濁防止法により、北海道(空知支庁管内であれば空知支庁)が行っている。

質問2 去年や一昨年の春先に白い洗濯物が黒ずむ現象を聞き、自分でも経験したが、そのよ

うな苦情はなかったか。

回答2 苦情としては聞いていない。一般的に古い給水装置では配管が錆びるため錆びによる着色がある。その他では考えにくいので、個別に調査をして対応したい。

質問3 今年の春に水が生臭くて飲めないという人がいたがどうだろうか。

回答3 浄水場では必ず臭気試験を行ってから送っている。臭気試験の目的はかび臭の確認、突然の油臭の確認、その他異常な臭気が無いか試験法に基づいて加温して確認している。異常な臭気があれば活性炭で処理を行う。

臭気は感覚的なもので難しい、夏場には水温も上昇し残留塩素の注入量も増加し、いやな臭気と感ずることが多くなる。このような管理を行っているので、臭気に関しても何か問題点があれば個別に状況を確認させていただきたい。個々のお宅の給水装置の状況は千差万別であるためそれぞれのケースに沿って現地確認を行っていきたい。

- ・委員長提案 - 次回はそれぞれの委員さんからご意見をいただきたい。
- ・以上で質疑応答を終了する

### 3 . その他

- ・次回の日程について

12月7日(月)の13:30から 滝川市の総合福祉センター2階、広域圏会議室とする

- ・日程及び会場了承

### 4 . 閉会

## 6 浄水場見学会の開催 参加者4名

1階及び2階事務室状況見学、中央管理室見学